

草刈等業務 共通仕様書

平成27年7月

浜松市 廃棄物処理課

第1章 一般事項

第1条 適用範囲

- 1 本「草刈等業務 共通仕様書」（以下、本共通仕様書という）は、浜松市環境部廃棄物処理課が所管する施設等（以下、施設という）の草刈等業務委託に適用する。
- 2 草刈等業務委託の作業は、それぞれの作業に応じ本共通仕様書の定めに従い実施する。

第2条 目的

草刈りは、主に以下を目的とし、施設の適正な管理を行い、周辺環境との調和及び迷惑防止を図るため実施するものである。

- 1 美観の維持と環境悪化の防止
- 2 樹木などの生育阻害の防止
- 3 病虫害発生の防止
- 4 見通しの確保による犯罪防止
- 5 火災の防止 等

第3条 法令等の遵守

受託者は、関係法令、条例及び規則等を遵守し、適正に実施すること。

第4条 地元住民への対応

受託者は、業務に関し、地元住民からの要望及び苦情など、並びに交渉を要するときには、速やかに担当職員に連絡し、誠意をもって解決を図るとともに、その経緯について遅滞なく報告するものとする。

第5条 その他

- 1 作業を行うために必要な用具・資材等は全て受託者が負担すること。
- 2 本共通仕様書に定める事項及び記載のない事項について疑義を生じた場合は、委託者と受託者の協議のうえ、決定する。
- 3 本契約に定めのない事項についても、目的達成のため必要な事項については受託者の負担とする。

第2章 作業事項

第6条 工程管理

- 1 受託者は、担当職員と作業内容について調整し、適正な進捗管理に努めること。
- 2 各作業内容及び作業日程は、天候、生育状態などを考慮し、最大の効果が期待できるよう、担当職員と調整し進めるものとする。
- 3 受託者は、工程に変更が生じる恐れのある場合には、担当職員に連絡するものとする。

第7条 草刈作業

- 1 刈り込み前に、小石、空き缶等を取り除き、周囲に飛散しないようにすること。
- 2 カッターによる小石などの飛び跳ねに注意すること。
- 3 樹木や柵などを損傷しないように注意すること。
- 4 刈り残しや刈りむらのないよう均一に刈り込むこと。
- 5 機械での作業ができない場所は、肩掛け式または手刈りとし、刈り残しのないようにすること。
- 6 刈り取った草等を速やかに清掃し搬出処理すること。

第8条 樹木の枝払い、伐採伐木作業

- 1 道路や既設物（電柱や電線類）への影響等について十分注意すること。
- 2 作業前に周囲の安全管理を徹底すること。
- 3 対象樹木以外に損傷を与えないよう注意すること。
- 4 作業跡等が危険な状態とならないよう留意すること。
- 5 伐木等を速やかに搬出処理すること。

第9条 後片付け

受託者は、作業の終了後、以下に留意し速やかに現場の後片付けをし、入念な清掃を行うものとする。

- 1 後片付けにおいても、安全作業を徹底すること。
- 2 作業により排出する廃棄物は、本共通仕様書 第10条に基づき適正に処理すること。
- 3 施設の周辺環境との調和及び迷惑防止のため、周辺の美化に努めること。

第10条 廃棄物等の処理について

- 1 本条における「対象廃棄物」及び「副対象廃棄物」の定義は以下の通りである。
 - ・ 「対象廃棄物」とは、本業務で主たる目的とする刈り取った草木等、本業務において受託者が排出した廃棄物である。
(例：本業務で刈り取った草木等)
 - ・ 「副対象廃棄物」とは、刈り取った草木等以外で、本業務において作業に付随し集積した廃棄物である。
(例：本業務の清掃に際し収集した空き缶、吸殻、ペットボトル等)
- 2 対象廃棄物はリサイクル業者（一般廃棄物再生利用指定業者）にて速やかに適正処分すること。
- 3 副対象廃棄物は、ごみ袋（45ℓ以下、透明または半透明）に分別集積し、業務場所に保管すること。
- 4 廃棄物を適正処理した記録（写真、伝票の写し等）を成果品として提出すること。

第11条 安全管理

- 1 受託者は、作業にあたって作業員、地元住民及び周辺通行人などに危険がないよう万全の安全対策を講じること。
- 2 安全運転に努めること。また施設へ作業車を乗り入れる場合は、細心の注意を払い徐行運転(10km/h以下)すること。
- 4 受託者は、「労働安全衛生法」等関係法規の定めるところにより常に安全管理に必要な処置を講じ、労働災害の発生の防止に努めること。
- 5 受託者は、ガソリン、電気などの危険物を使用する場合は、その保管及び取扱いについて、関係法令の定めるところに従い、安全対策を講じること。
- 6 作業に従事する者は、作業に適した服装、ヘルメット、安全ベルトなどを着用し、安全対策を講じること。
- 7 作業に使用する機械器具は事前に安全点検を行うこと。
- 8 受託者は、事故や違法行為などを発見した場合には、必要な応急の対応を行うと共に、直ちに委託者に連絡・報告を行うこと。

第3章 報告・検査

第12条 作業記録写真

業務の内容が確認できる写真を、作業の前中後に同一の場所から写真撮影する。また、作業終了後、速やかに報告すること。

その他、業務の内容が分かる写真を適宜撮影し報告すること。

撮影に際しては、以下に示す項目を明示すること。

- (1) 業務名 (2) 撮影場所 (3) 撮影日

第13条 成果品

以下のものを成果品として速やかに提出すること。成果品の作成にあたっては、説明を付記するなど、分かりやすい内容となるよう十分に配慮すること。

1 作業着手前

- (1) 作業計画書（業務責任者、作業日程 等）

2 作業完了後

- (1) 写真（作業前、作業中、作業後 等）
(2) 廃棄物の処理に関する記録（写真、伝票の写し等）
(3) その他必要な書類

第14条 業務の完了

業務完了報告書を提出し、検査に合格したときをもって業務完了とする。

附 則

平成26年10月1日作成

平成27年7月1日改訂